

いじめの防止等のための基本的な方針

皆野町立国神小学校

1 いじめの防止等のための対策に関する基本的な方針

(基本理念)

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れがある。したがって、本校では、全ての児童がいじめを行わず、及び他の児童に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないように、いじめが、心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する児童の理解を深めることを旨として、いじめの防止等のための対策を行う。

(いじめの禁止)

児童は、いじめを行ってはならない。

(学校及び職員の責務)

いじめが行われず、すべての児童が安心して学習その他の活動に取り組むことができるように、保護者等関係者との連携を図りながら、学校全体でいじめの防止と早期発見に取り組むとともに、いじめが疑われる場合は、適切かつ迅速にこれに対処し、さらにその再発防止に努める。

2 本校におけるいじめの防止等に関する措置

本校は、皆野町教育委員会と連携して、いじめの防止や早期発見、いじめが発生した際の対処等に当たる。

(いじめの防止)

いじめはどの児童にも起こりうるという事実を踏まえ、全ての児童を対象に、いじめに向かわせないための未然防止に取り組む。

(1) 教師の言動・姿勢

- ア、児童の悩みを親身になって受け止め、児童の出すサインをあらゆる機会を捉えて見逃さない。
- イ、自分の学級や学校にも深刻ないじめ問題が発生するという危機意識を持って当たる。
- ウ、いじめられている児童を守ることを最優先に指導・支援することを念頭に置いて対応に当たる。

(2) 学級づくり

- ア、児童が安心して学校生活を送れるよう配慮する。
- イ、児童が自分の周りの様々な問題を解決しながら、他者と調和的に生きていくための社会的能力を育てる。
- ウ、児童会活動など児童が自主的に取り組むいじめ問題への取組を支援する。

(3) 学習指導

- ア、「学ぶ喜びを味わわせる授業」が、いじめを予防する手立てとなることを学校全体で認識し、授業改善に当たる。

(4) 保護者同士のネットワークづくり

- ア、学級担任等がコーディネート役となり、保護者同士のネットワークづくりを進め、いじめを始めとする問題行動等の情報交換や対策について話し合うことなどを工夫する。

(5) インターネットを通じて行われるいじめの防止

- ア、特別活動等を活用して、ネット問題について児童の理解を図る。
- イ、保護者の意識啓発のため、保護者対象ネット意識啓発の情報提供を行う。

(早期発見)

- (1) 日頃から児童が示す変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く保つ。
- (2) 月1度の生活アンケート調査や教育相談の実施等により、児童がいじめを訴えやすい体制を整え、いじめの実態把握に取り組む。

(いじめに対する措置)

(1) いじめている児童への指導

ア、いじめの内容や関係する児童について十分把握し、人権の保護に配慮しながら、いじめが人間の生き方として許されないことを理解させ、直ちにいじめをやめさせる。

イ、いじめの内容によっては、警察等との連携を図る。

(2) いじめられている児童への支援

ア、「いじめられる側にも問題がある」という考え方で接することのないように留意する。

(3) 周りではやし立てる児童への対応

ア、はやし立てることなどは、いじめ行為と同じであることを理解させる。

(4) 見て見ぬふりをする児童への対応

ア、いじめは、他人事でないことを理解させ、いじめを知らせる勇気を持たせる。

イ、傍観は、いじめ行為への加担と同じであることを気付かせる。

(5) 皆野町教育委員会への報告

ア、法第23条第2項に基づき、いじめに対する措置の結果を皆野町教育委員会へ速やかに報告する。

(本校におけるいじめの防止等の対策のための組織の設置)

(1) 本校は、いじめ防止等の対策を行うための常設の組織として「国神小学校いじめ防止委員会」を設置する。生徒指導部会を母体とし、管理職、教務主任、生徒指導主任、教育相談主任、学級担任、養護教諭を構成員とする。必要に応じてＳＳＷ、ＳＣ、学校医、ＰＴＡ会長などの参加を図りながら対応する。

(2) 皆野町教育委員会が本校における調査が困難と判断した場合には、皆野町教育委員会の「(仮称)いじめ問題調査審議会」による調査を行うものとし、その調査に協力する。

(3) 本校のいじめ防止委員会の具体的な役割は、次のとおりである。

ア、取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正の中核としての役割

イ、いじめの相談・通報の窓口としての役割

ウ、情報の収集と記録、共有を行う役割

エ、いじめの疑いに係る情報があつた時の対応を組織的に実施するための中核としての役割

3 重大事態への対処

生命・心身又は財産に重大な被害が生じた疑いや、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合には、次の対処を行う。

(1) いじめを受けて重大事態に至ったという申出が児童や保護者からあつたときは、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たる。

(2) 重大事態が発生した場合、本校は皆野町教育委員会へ事態発生について報告する。

(3) 本校は、いじめ防止委員会により当該重大事態に関する調査を行う。

(4) 重大事態となった時点で、本校は調査資料の再分析や必要に応じて新たな調査を実施する。

(5) 上記(4)の調査を行ったいじめ防止委員会は、明らかになった事実関係をいじめられた児童及び保護者に適切に提供する。

(6) 上記(4)の調査結果は、皆野町教育委員会へ報告する。

4 学校評価における留意事項

いじめを隠蔽せず、いじめの実態把握及びいじめに対する措置を適切に行うため、次の2点を学校評価の項目に加え、適正に自校の取組を評価する。

(1) いじめの早期発見に関する取組に関すること。

(2) いじめの再発を防止するため取組に関すること。